

# ロジックモデルの手法を用いた改正行政不服審査法の全体像（未定稿）

インプット  
(資源)

アクティビティ  
(活動)

アウトプット  
(活動目標)

中間アウトカム

最終アウトカム

○審理員の創設（国・地方）  
※審査庁の職員を指名（外部人材を登用する場合もあり）

○行政不服審査会の設置（国）  
・委員9人（常勤3人以内）  
・事務局11人 行政機構図（2020.8現在）

○行政不服審査会等の設置（地方）  
※各条例に基づき、設置

○周知啓発  
26年度：4.8（百万円）  
27年度：21.1（百万円）  
28年度：7（百万円）

○DBの設計開発等  
27年度：44.3（百万円）

標準審理期間（§16）  
裁決の時期（§44）

審理手続の計画的進行（§28）  
口頭意見陳述の実施（§31）  
審理手続の併合又は分離（§39）  
審理手続の計画的遂行（§37）  
再調査の請求の決定を経ずに審査請求された場合（§56）

処分・事実行為についての審査請求の認容（§46・47）、  
不作為についての審査請求の裁決（§49③④⑤）

再調査の請求（§5等）  
審査会への諮問を希望しない旨の申出（§43-1-4）  
審理手続を経ないです却下裁決（§24）  
審理手続の終結（§41）

原則、「審査請求」への一元化

審査請求期間（§18・54）  
誤った教示をした場合の救済（§55）

裁決書の記載事項（§50）  
三月後の教示（§57）  
情報提供（§84）

審査請求をすべき行政庁（§4）  
審理員（§9）  
審理員名簿作成（§17）  
審査請求書の補正（§23）

証拠書類等の提出、参考人の陳述・鑑定の要求、検証（§32～35）  
弁明書、反論書等の提出（§29・30）

審理員による執行停止の意見書の提出（§40）  
審理員意見書の作成（§42）

行政不服審査会への諮問（§43）（§67～73、81）  
答申書の送付等（§79）

審査会の調査審議手続（§74・76・77）

裁決書の記載事項（§50）  
公表（§79、§85）

口頭意見陳述の実施（§31・75）  
提出書類等の閲覧等（§38・78）

再審査請求（§6等）  
再審査請求の場合の審理員（審査庁）への原裁決の裁決書の送付（§63）

① 審査庁の手続の促進

② 手続の迅速化

③ 迅速な処分の見直し  
や実施の義務付け

④ 簡略な手続の導入

⑤ 制度の簡素化

⑥ 申立ての柔軟化

⑦ 情報提供の充実

⑧ 審理員の適切な確保

⑨ 両者の主張による審理手続の整備

⑩ 審理員による意見の反映・透明化

⑪ 諮問機関としての行政不服審査会の整備

⑫ 審査会による調査審議手続の整備

⑬ 審査会による答申の反映・透明化

⑭ 口頭意見陳述権、提出書類等閲覧権等を付与

⑮ 専門機関に対する再審査請求の確保

審理等の迅速化

処分の見直し・実施の迅速化

問題とならない事案の迅速化

制度をわかりやすくすること  
による申立の機会の拡充

処分に関与しない者が、両者の主張を公正に審理

裁決を第三者機関が点検

審査請求人の権利が拡充

専門性を持った第三者機関等による権利利益の救済

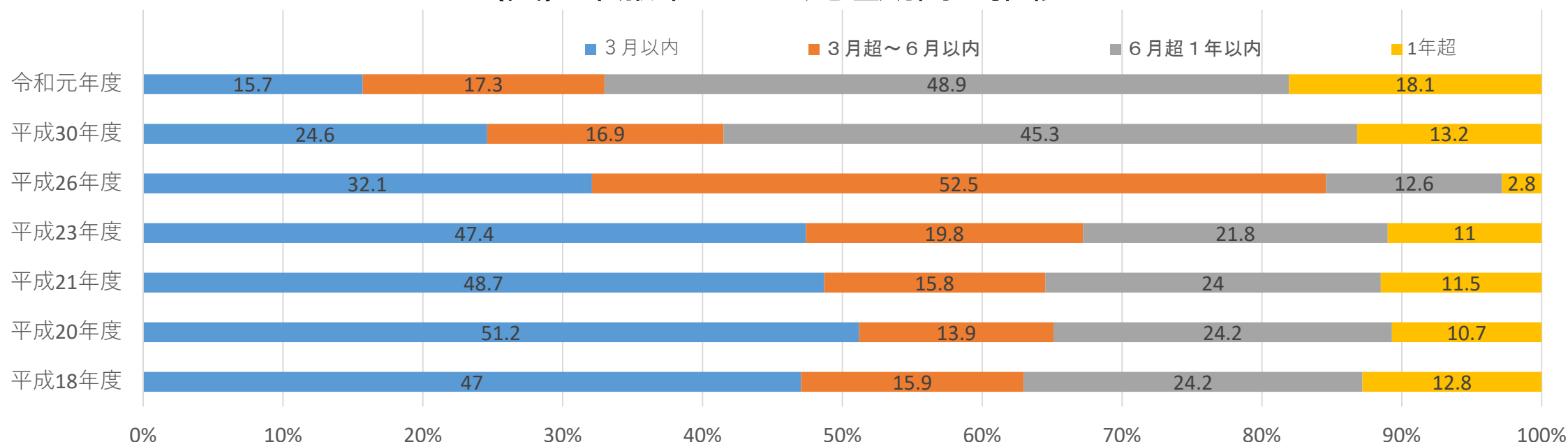
A  
迅速な救済

B  
制度の活用促進

C  
公正性の向上

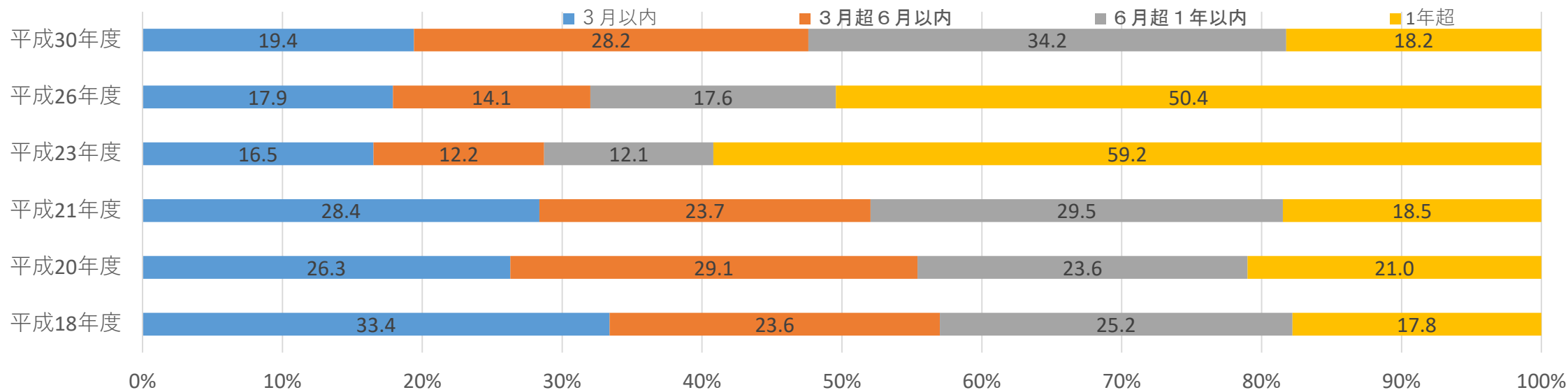
# A 迅速な救済

## (国) 不服申立ての処理期間の推移



|        | H18年度  | H20年度  | H21年度  | H23年度  | H26年度   | H30年度  | R元年度   |
|--------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|
| 処理対象件数 | 30,767 | 33,622 | 35,043 | 46,172 | 177,234 | 64,109 | 68,519 |
| 処理済件数  | 15,840 | 18,904 | 18,302 | 26,686 | 122,288 | 23,880 | 30,925 |

## (地方) 不服申立ての処理期間の推移



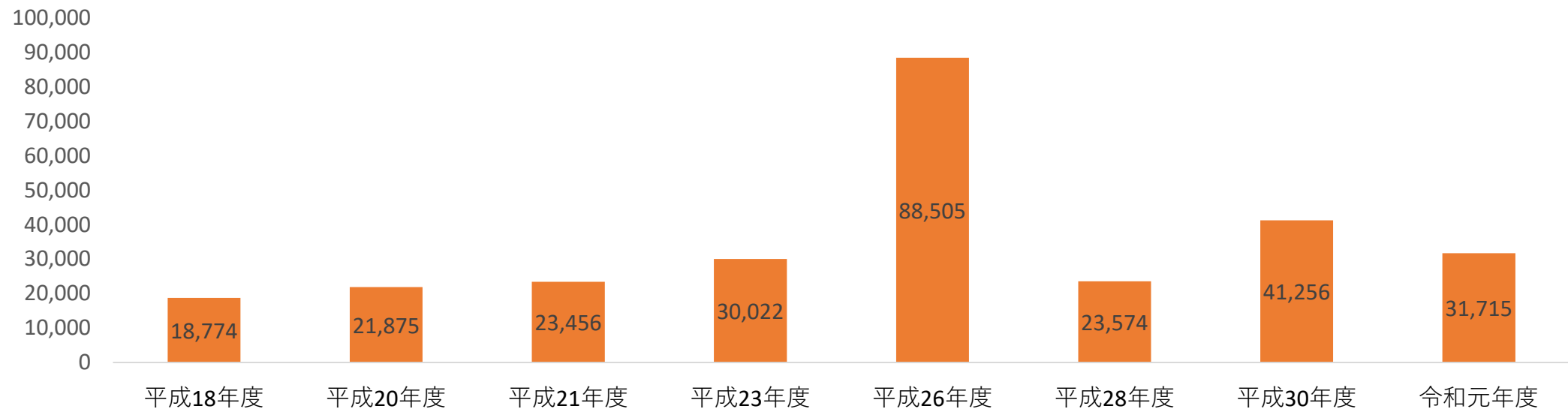
|        | H18年度   | H20年度   | H21年度   | H23年度   | H26年度   | H30年度  |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 処理対象件数 | 251,113 | 244,215 | 227,844 | 227,133 | 221,727 | 27,950 |
| 処理済件数  | 11,581  | 23,682  | 15,690  | 28,965  | 39,073  | 11,353 |

※ 平成30年度、令和元年度には、旧法に基づく件数は含まれていない。

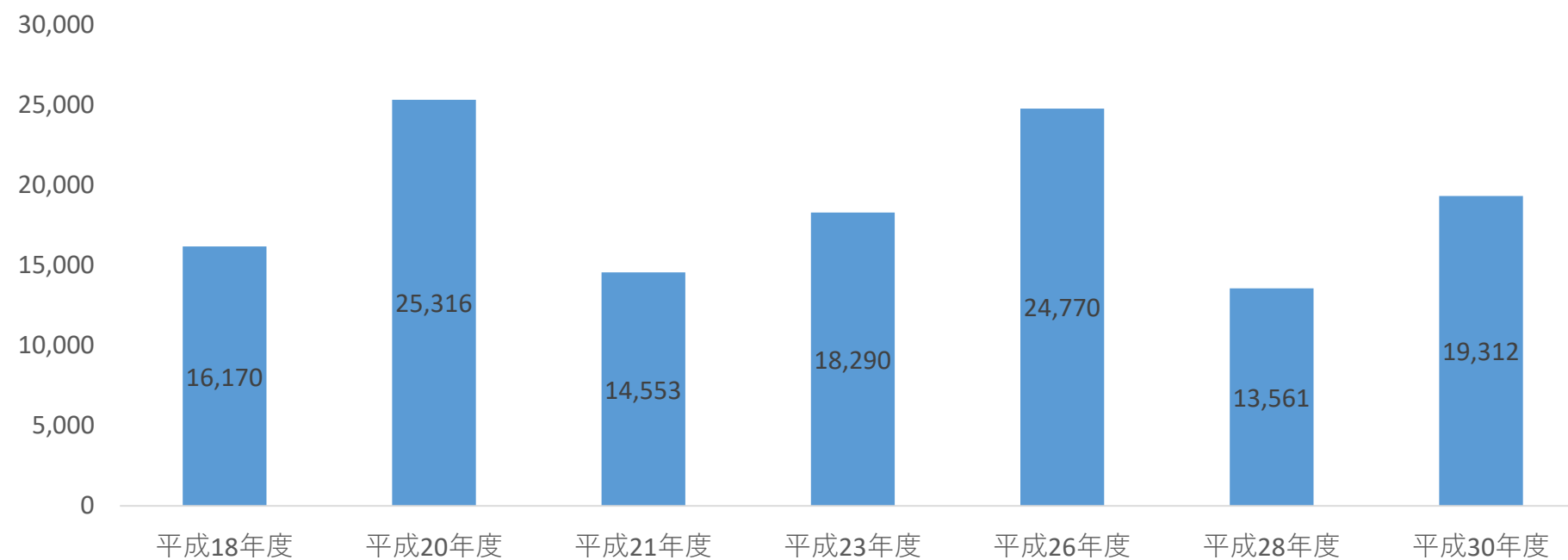
※ 地方の平成23年度、平成26年度は、主に特定の団体において地方公務員法に係る処分に対する大量の請求について、各年度に裁決が行われたことが影響している。

## B 制度の活用促進

### (国) 新規不服申立て件数の推移



### (地方) 新規不服申立て件数の推移

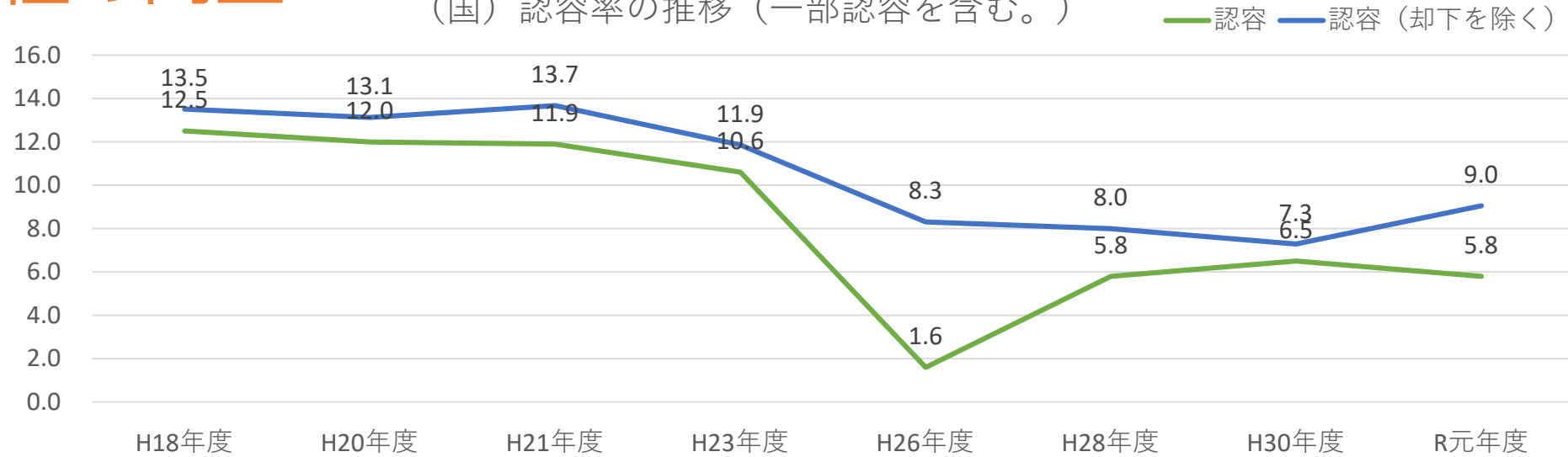


※ 平成28年4月1日より前に行われた処分等については、経過措置により、旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の手續により処理されることとされており、平成28年度以降の件数には含まれていない。

※ 国の平成26年度については、「公的年金の物価スライド特例措置」の解消に関して多数の不服申立てがあったため。

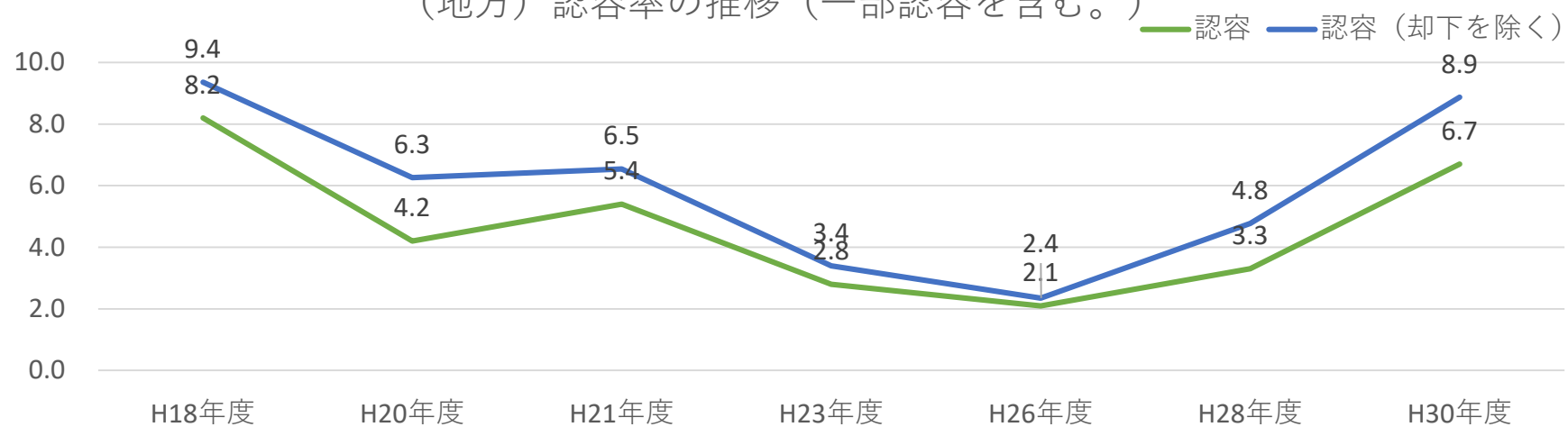
# C 公正性の向上

(国) 認容率の推移 (一部認容を含む。)



|      | H18年度         | H20年度         | H21年度         | H23年度         | H26年度         | H28年度        | H30年度         | R元年度          |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| 裁決件数 | 15,840        | 18,904        | 18,302        | 26,686        | 122,288       | 8,935        | 23,880        | 30,925        |
| 認容   | 1,975(12.5%)  | 2,272(12.0%)  | 2,186(11.9%)  | 2,824(10.6%)  | 1,962(1.6%)   | 520(5.8%)    | 1,545(6.5%)   | 1,779(5.8%)   |
| 棄却   | 12,631(79.7%) | 14,978(79.2%) | 13,777(75.3%) | 20,919(78.4%) | 21,624(17.7%) | 5,954(66.6%) | 19,468(81.5%) | 17,763(57.4%) |
| 却下   | 1,219(7.7%)   | 1,592(8.4%)   | 2,314(12.6%)  | 2,879(10.8%)  | 98,667(80.7%) | 2,431(27.2%) | 2,679(11.2%)  | 11,262(36.4%) |
| その他  | 15(0.1%)      | 62(0.3%)      | 25(0.1%)      | 64(0.2%)      | 35(0.0%)      | 30(0.3%)     | 188(0.8%)     | 121(0.4%)     |

(地方) 認容率の推移 (一部認容を含む。)



|      | H18年度        | H20年度         | H21年度         | H23年度         | H26年度         | H28年度        | H30年度        |
|------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 裁決件数 | 11,581       | 23,682        | 15,690        | 28,965        | 39,073        | 6,442        | 11,353       |
| 認容   | 955(8.2%)    | 995(4.2%)     | 847(5.4%)     | 818(2.8%)     | 821(2.1%)     | 211(3.3%)    | 755(6.7%)    |
| 棄却   | 9,232(79.7%) | 13,142(55.5%) | 11,638(74.2%) | 22,912(79.1%) | 19,701(50.4%) | 4,187(65.0%) | 7,394(65.1%) |
| 却下   | 1,379(11.9%) | 7,782(32.9%)  | 2,746(17.5%)  | 4,871(16.8%)  | 4,170(10.7%)  | 2,019(31.3%) | 2,846(25.1%) |
| その他  | 15(0.1%)     | 1,763(7.4%)   | 459(2.9%)     | 364(1.3%)     | 14,381(36.8%) | 25(0.4%)     | 358(3.2%)    |

※ 裁決件数は行政不服審査法に基づくもののみ

※平成28年度の裁決件数には、前年度からの継続件数（旧法の適用）は含まれていない。

※ 平成30年度、令和元年度の裁決件数には、旧法に基づく裁決の件数は含まれていない。

# ①審査庁の手続の促進

## <標準審理期間の設定状況>【令和元年度施行状況調査】

(国) **全て設定：4.3%、一部のみ設定：8.5%、未設定：87.2%**

(地方) **全て設定：9.0%、一部のみ設定：31.3%、未設定：59.7%** ※都道府県、政令市

※未設定の理由として、「現状では実績が少ないなどの理由により未設定であるが、状況を見て設定予定」、「過去に実績が（ほとんど）なく設定が困難」、「事案ごとに要する期間が変動し、設定が困難」などが挙げられている。

## <ヒアリング結果>【報告書資料編】

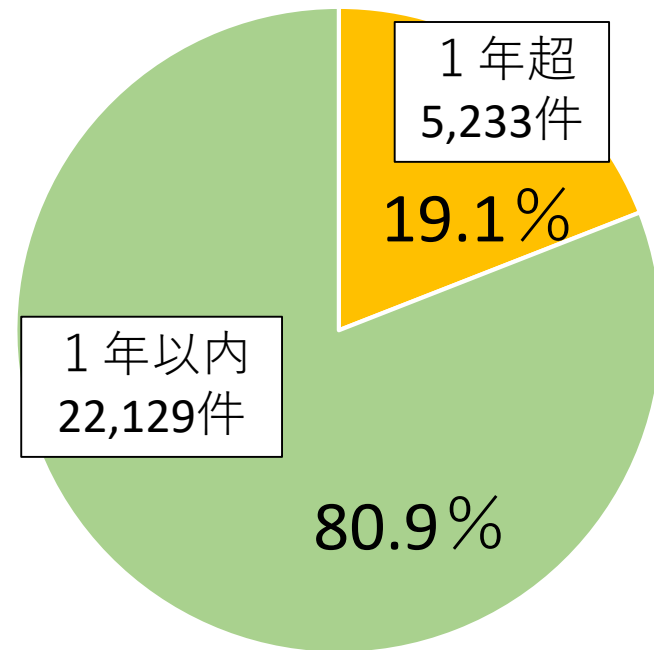
- ・現状、**多くの団体が標準審理期間を設定しておらず**、標準審理期間の設定を努力義務ではなく義務としてはどうか。（士業団体）
- ・類型ごとに標準審理期間が大きく異なると考えられるところ、かかる明文の根拠がないことが、標準審理期間が設定されない要因になっていると考えられることから、**類型ごとに標準審理期間を設定できる旨を明記してはどうか**。（士業団体）
- ・標準「審理」期間という名称は、審理員による手続のみに要する期間を意味するとの誤解を招きかねないため、標準審査期間等に名称変更してはどうか。
- ・行審法 44 条は「審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたときは、遅滞なく、裁決をしなければならない。」と定める。しかし、**現実には請求認容・原処分取消の答申がなされたのに、審査庁の裁決が遅滞なく行われていない例が多数ある**。裁決に判断遺脱があり、裁決取消訴訟を提起したら、審査庁が裁決を職権取消しをして新たに裁決をし直すという例もある（神戸地裁は第一次裁決の職権取消を無効とし、第一次裁決の判断遺脱を理由に第一次裁決の取消判決をした）。そこで、答申を受けて速やかに裁決がなされることを担保する措置・規定を設けるべきではないか。（士業団体）

## ② 手続の迅速化（1）

【令和元年度施行状況調査】

国

審査請求27,362件

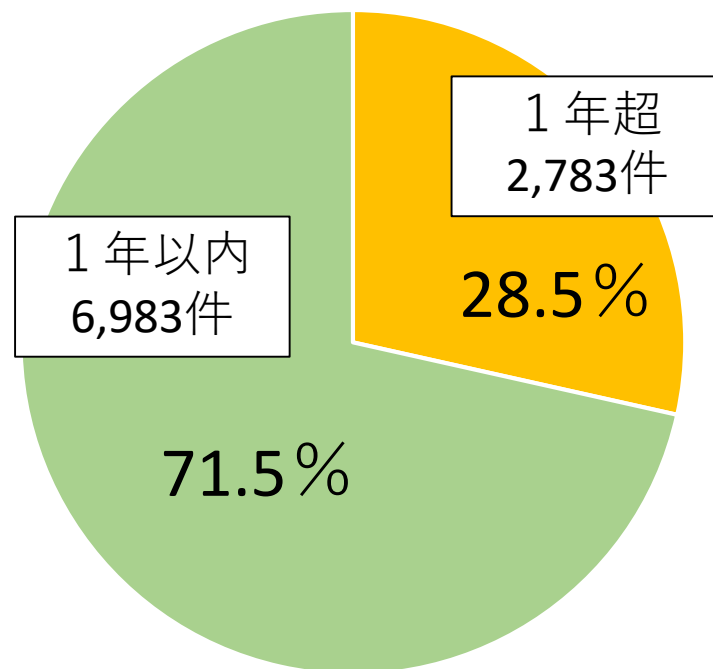


(注) 処理期間が1年以上の案件のうち、審理員審理を行った205件についてのものであり、複数回答のため重複あり。

| 長期化要因                                       | 件数         |
|---|------------|
| 審理員指名（審査請求を受けて審理員指名までに1月以上を要しているもの。）        | 136（66.3%） |
| 審理員審理（審理員の指名から、審理員意見書の提出までに6月以上を要しているもの。）   | 148（72.2%） |
| 諮問手続（審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの。）  | 37（18.0%）  |
| 答申手続（諮問から答申までに3月以上を要している。）                  | 5（2.4%）    |
| 裁決手続（行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。） | 95（46.3%）  |
| その他   | 32（15.6%）  |

地方（都道府県、政令市）

審査請求9,766件



(注) 処理期間が1年以上の案件のうち、審理員審理を行った1,363件についてのものであり、複数回答のため重複あり。

| 長期化要因                                       | 件数         |
|---|------------|
| 審理員指名（審査請求を受けて審理員指名までに1月以上を要しているもの。）        | 216（15.8%） |
| 審理員審理（審理員の指名から、審理員意見書の提出までに6月以上を要しているもの。）   | 657（48.2%） |
| 諮問手続（審理員意見書の提出を受けてから諮問を行うまでに1月以上を要しているもの。）  | 418（30.7%） |
| 答申手続（諮問から答申までに3月以上を要している。）                  | 540（39.6%） |
| 裁決手続（行政不服審査会等からの答申を受けてから裁決までに1月以上を要しているもの。） | 676（49.6%） |
| その他   | 25（1.8%）   |

### <争点整理手続(§37)の実施状況>

(国) 0.2%（審査請求・処理済27,362件中43件）、（地方）0.3%（審査請求・処理済9,766件中33件）



## ② 手続の迅速化（２）

---

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

#### ○審査庁関係

- ・ **審理員の指名までに数か月を要する**事案が見受けられるため、審理員を「速やかに」指名する旨の規定を導入してはどうか。（士業団体）
- ・ 改正法では審理員と審査会の二重の調査審議が行われている。更に審査庁の調査審議が加わると簡易迅速な手続の趣旨に逆行する。**審理員の審理手続において争点を整理し、調査を充実させることが重要。**
- ・ **審理員意見書の提出後なかなか審査会へ諮問がされず、結果として審理員意見書が審査請求人に送付されるまでに長期間を要する**ケースがある。審理員意見書は、諮問後ではなく提出後速やかに審査請求人等へ送付すべきではないか。（士業団体）

#### ○処分庁関係

- ・ 処分庁が処分の**要件充足性等に関する証拠書類や処分基準を自ら提出しない。**
- ・ 処分庁から弁明書等が提出されない。
- ・ 処分庁が**原処分を職権で取り消したり、実質的に原処分の取消に相当する新たな処分**をしたりしたにもかかわらず、**当該事実を審査庁に知らせない**ため、不適切な処理がなされるケースがある。

#### ○口頭意見陳述関係

- ・ 長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい内容の陳述を続ける場合であっても、運用上、制限をすることが難しい。
- ・ 意見の陳述の実施に当たっては、事前に審査請求人に注意事項等を書面で送付し、時間制限を設けている。
- ・ 日程調整に時間を要するケースがある。無断欠席の審査請求人や、一方的に独自の主張を展開する者もあり、対応に苦慮する場面もある。

### ③迅速な処分の見直しや実施の義務付け

---

#### <義務付け裁決の実施状況>

##### 【令和元年度施行状況調査】

- (国) 52件 (審査請求・処理済・認容 1,395件中)  
〔法務省15件、財務省6件、厚生労働省31件〕
- (地方) 59件 (審査請求・処理済・認容 463件中)  
〔都道府県36件、政令市23件〕

##### 【平成28年度施行状況調査】

- (国) 137件 (審査請求・処理済・認容 463件中)  
〔内閣法制局3件、法務省5件、外務省1件、文部科学省1件、厚生労働省121件、国土交通省1件、防衛省5件〕
- (地方) 79件 (審査請求・処理済・認容 208件中)  
〔都道府県20件、市区町村等43件、政令市16件〕



## ④簡略な手続の導入

### < 諮問を希望しない申出があった件数 > 【令和元年度施行状況調査】

(国) 2件 (諮問しなかった件数27,251件)

(地方) 85件 (諮問しなかった件数7,831件) ※都道府県、政令市

### < 再調査の請求の処理状況 > 【令和元年度施行状況調査】

(国) **86.2%** (処理済1,763件中1,520件) が **3月以内** に処理

**96.3%** (処理済1,763件中1,699件) が **9月以内** に処理

(地方) **28.1%** (処理済 153件中 43件) が **3月以内** に処理

**97.4%** (処理済 153件中 149件) が **9月以内** に処置

※都道府県、政令市

↑↓

#### < 審査請求 >

(国) 12.2%が3月以内に処理、48.6%が9月以内に処理

(地方) 7.5%が3月以内に処理、59%が9月以内に処置 ※都道府県、政令市

### < ヒアリング結果 > 【報告書資料編】

・処分庁から弁明書や証拠の提出がない場合でも、現行法は審理を終結することができる旨を規定するにとどまるため、審理員が審理を打ち切って請求を認容することを躊躇することが想定されることから、**処分庁から弁明書や証拠の提出がない又は不十分な場合には、それを理由に請求を認容できる旨を明文で規定してはどうか。** (士業団体)

・大量に審査請求されてくる場合がある。いわゆる**濫訴に当たる場合**の対応方法について却下できる等の規定があればよい。

・審査請求そのものが目的となっているような**権利濫用的な審査請求**の却下についての規定の整備。

・国が処分基準を改定した際などに争点が共通する事案が大量に請求され審査庁の負担となっている。

## ⑤制度の簡素化、⑥申立ての柔軟化、⑦情報提供の充実

---

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

・平成26年改正により**審査請求期間が3月に延長**されたが、処分基準を情報公開請求により入手して審査請求の要否について検討するようなケースでは3月でも短いため、**更なる延長や「正当の理由」の拡張**を検討してはどうか。（士業団体）

・現状、**審査庁に処理状況を問い合わせても回答が得られないことが少なくない**ことから、審査請求人に対する処理状況について説明を義務付ける若しくは努力義務とする又は説明することができる旨の規定を設けてはどうか。（士業団体）

・**行政不服審査制度の利用がまだまだ低調**であることから、権利救済手段として国民に更なる周知を図るべきではないか。（士業団体）

・処分の際に**執行停止の申立てができる旨を教示すべき**ではないか。また、審査庁だけでなく審理員も執行停止ができる旨の規定を導入してもよいのではないか。（士業団体）

### ※<アンケート結果>【報告書資料編】

平成28年度から令和元年度までの執行停止の実施件数 16件

・**処分庁が教示文のない書式を用いている**ケースが未だ存在するため、対応すべきではないか。（士業団体）

## ⑧審理員の適切な確保（１）

### <審理員指名のなされた案件数>【令和元年度施行状況調査】

（国） 5,057件 ※大半が出入国管理及び難民認定法関係

（地方） 2,948件 ※都道府県、政令市

### <審理員名簿の作成状況>【令和元年度施行状況調査】

（国） 83%未作成、 8.5%一部未作成

※未作成の理由として、「**審査請求の実績が少ないため**」、「**審査請求の内容（行政分野）等により審理員に指名する職員がそれぞれ異なるため**」などが挙げられている。

（地方） 16.4%未作成、 31.3%一部未作成 ※都道府県、政令市

### <審理員意見書と裁決書の内容が異なった件数>【平成28年度施行状況調査】

（国） 0.5%（審理員が指名された審査請求・処理済の382件中の 2件）

（地方） 3.4%（審理員が指名された審査請求・処理済の826件中の28件）

※<アンケート結果>【報告書資料編】

令和元年度における裁決のうち、裁決の主文が審理員意見書と異なる事例は、103団体中、25団体（50 事例）

### <平成 30 年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項>

地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審理手続を経ることなく、審査会に諮問できるよう、審理手続の廃止を求める。

## ⑧審理員の適切な確保（２）

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

- ・ 審理員の役割が非常に大きい。**審理員の人材育成のための研修等国からの支援が必要。**（改善等意見）
- ・ 法律文書を作成した経験のない審理員が大半であり、**審理員意見書の作成は困難な作業**と認識。
- ・ 処分庁の主張を丸呑みしたものが散見される。審理員は法曹資格者等が望ましい。
- ・ **審理が尽くされておらず**、審査会の審査を行うことが妥当でない場合もあると思われるので、差戻し等行政不服審査法上で認められるべきと考える。
- ・ **自治体間での審理**（審理員意見書、弁明書等の作成を含む。）**等質化の促進。**（改善等意見）
- ・ 庁内公募により人材を確保しながら、ノウハウの蓄積（審理員意見書事例のデータベース化等）を図り、**管理職によるチェック体制**を確立している。（専門的知識の補完方法）
- ・ **審理員候補者**や審査会委員**に対する研修を実施・支援**して欲しい。（土業団体）
- ・ 上級庁のない団体では処分庁と審査庁が同一になるが、**小規模自治体では、処分、審査庁、審査会事務局の役割を分けることが困難。**
- ・ 「**処分の関与**」がどの程度のことを指すのかあいまいであるし、処分の関与の有無は審査請求人からは分からない。たとえば、都道府県を審査庁とする審査請求については、審査対象となっている事業の所管課の管理職が審理員になることが多い。しかし、都道府県と市町村は、日々業務上連絡を取り合っており、審査請求になるような案件であれば、事実上相談をしていることもあろう。（土業団体）
- ・ 適法性を審査するに当たり、処分庁への調査が必要になることが多い。**審査庁にも調査権限が必要**と考える。
- ・ 逐条解説の見解を踏まえ、審査庁にも調査権限はあると考えている。さらに、法律に根拠を設けた方が良いと考える。
- ・ 実務上、審査庁への調査権限の付与の必要性を感じる場面はない。

## ⑨両者の主張による審理手続の整備（1）

### <弁明書の提出状況>【平成28年度施行状況調査】

（国） 18.0% （審査請求・処理済8,317件中1,495件）

（地方） 71.0% （審査請求・処理済6,410件中4,554件）

### <反論書の提出状況>【平成28年度施行状況調査】

（国） 34.6% （審査請求・処理済 弁明書が提出された1,495件中518件）

（地方） 27.2% （審査請求・処理済 弁明書が提出された4,554件中1,240件）

### <参考人の陳述、鑑定、検証の実施状況>【平成28年度施行状況調査】

※審査請求・処理済（国）8,317件中、（地方）6,410件中の件数

|                     |          |          |
|---------------------|----------|----------|
| 申立てがあったもの           | （国） 5件   | （地方） 3件  |
| 職権によるもの             | （国） 112件 | （地方） 27件 |
| 参考人の陳述、鑑定、検証を実施したもの | （国） 116件 | （地方） 29件 |
| 断られたもの              | （国） 1件   | （地方） 0件  |

## ⑨両者の主張による審理手続の整備（２）

---

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

- ・ 処分の根拠法令が記載されておらず、「**要件事実への当てはめ**」がどのように行われたの**か分からない弁明書**がある。そのため、弁明書の雛型を作成し弁明書の提出を依頼する際に処分担当課に提供している。
- ・ **弁明書の内容の不十分さ**は常々感じており、処分庁担当課の職員向け研修や法務担当職員が弁明書の作成支援を行っている。
- ・ 処分庁が弁明書を提出するに当たり、処分の根拠法の明示は勿論、その他**関係法令等（処分基準、要綱等を含む。）の提出を必須**としていただきたい。
- ・ 審査請求人の主張に反論するだけで**処分の根拠法令や要件充足性について記載していない弁明書**が見受けられる。弁明書に処分の根拠法令や要件該当性を記載することを義務付けてはどうか。（士業団体）
- ・ **処分庁が自ら証拠書類等を提出しない事例が少なくない**ことから、重要な事実については弁明書の提出時に証拠書類等を添付して提出することを義務付けてはどうか。（士業団体）
- ・ 物件の提出要求（職権証拠調べ）をする場合、**利害関係がなければ、守秘義務や個人情報であることを理由に協力を得られないことが多い**。審理員、審査庁、審査会に法的拘束力のある調査権限規定（例えば、生活保護法 29 条のような）を設けても良いのではないか。



## ⑩審理員による意見の反映・透明化

---

### <アンケート結果> 【報告書資料編】

令和元年度における裁決のうち、裁決の主文が審理員意見書と異なる事例は、  
103団体中、25団体（50 事例）

### <ヒアリング結果> 【報告書資料編】

- ・ **審理員意見書は**、審査請求人に理解できるものとするとともに裁決書の原案としての性格を持つこととのバランスもあり、**どのような内容とするか、分量をどの程度とするかは悩ましい。**
- ・ 審理員意見書に事実認定及びその根拠が十分に記載されておらず、**いかなる根拠に基づきいかなる事実を認定したのかがわからない事例がある**ことから、事実認定及びその根拠の記載を義務付けるべきではないか。（土業団体）

## ⑪ 諮問機関としての行政不服審査会の整備（1）

---

### <審査会への諮問状況> 【令和元年度施行状況調査】

（国） 111件（審査請求・処理済27,362件）

※答申と裁決が異なる件数は3件

（地方） 1,935件（審査請求・処理済9,766件）

※答申と裁決が異なる件数は16件

### 【R2 報告書資料編 アンケート結果】

答申件数 1,991 件のうち、

諮問時における**審査庁の判断が妥当か否か**について言及している答申が 55.6%

**審査請求を棄却又は容認するべき等**と言及している答申が 25.5%

審査請求の対象となった**処分が妥当であるか否か**について言及している答申が 16.4%

その他2.5%

## ⑪ 諮問機関としての行政不服審査会の整備（２）

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

- ・ 「認容」及び「却下」の裁決案につき、審査庁が裁量的に諮問する権限を付与する規定の整備。 （法令改正や運用改善が必要と考える事項）

- ・ 行政不服審査会に限らず、引き受けていただける学識経験者が限られている。

**委員のなり手がなかなか見つからない。**

- ・ 審理員候補者や**審査会委員に対する研修を実施・支援**して欲しい。（土業団体）
- ・ 答申書に事実認定及びその根拠が十分に記載されておらず、**いかなる根拠に基づきいかなる事実を認定したのかがわからない事例がある**ことから、事実認定及びその根拠の記載を義務付けるべきではないか。（土業団体）
- ・ 答申書に**職権調査の有無及び内容が記載されていない事例があり、調査審議が適正に行われているか検証できない**ことから、答申書へ職権調査の有無及び内容を記載するよう義務付けるべきではないか。（土業団体）
- ・ 審査会への諮問後、審査会のみ提出された書面を審査庁への答申の際に添付する規定の整備。

## ⑫ 審査会による調査審議手続の整備

---

### <審査会における参考人の陳述、鑑定等の実施件数> 【平成28年度施行状況調査】

※審査請求・処理済（国）8,317件（地方）6,410件中の件数

（国） 0件

（地方） 24件（断られたもの1件）

### <ヒアリング> 【報告書資料編】

・ 物件の提出要求（職権証拠調べ）をする場合、**利害関係がなければ、守秘義務や個人情報であることを理由に協力を得られないことが多い。** 審理員、審査庁、審査会に法的拘束力のある調査権限規定（例えば、生活保護法 29 条のような）を設けても良いのではないか。

## ⑬ 審査会による答申の反映・透明化（1）

---

### <答申と裁決の内容が異なった件数> 【令和元年度施行状況調査】

（国） 2.7%（答申がなされた審査請求・処理済の 111件中の 3件）

（地方） 0.8%（答申がなされた審査請求・処理済の1,926件中の16件）

### <アンケート結果> 【報告書資料編】

「行政不服審査裁決・答申データベース」に

**答申**を登録している団体は、133団体中86団体（約65%）

**裁決**を登録している団体は、133団体中77団体（約58%）

## ⑬ 審査会による答申の反映・透明化（２）

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

#### ○裁決書関係

・裁決書に事実認定及びその根拠が十分に記載されておらず、**いかなる根拠に基づきいかなる事実を認定したのかがわからない**事例があることから、事実認定及びその根拠の記載を義務付けるべきではないか。（土業団体）

#### ○公表（DB）関係

・**審理員意見書や裁決**についても、事後的に公正性を検証することができるよう、**公表を義務付けるべき**ではないか。

・専門知識は研修、ネット検索等で補完している。**各県の審査会の事例のデータベース化**を希望する。

・国民や代理人としては、裁決がデータベース上に登録されていない場合、情報公開制度により文書開示請求によって取得するしかなく、**裁決・答申データベースの利活用がままならない**。また**公表が一元化しておらず**「裁決・答申データベース」に掲載しているのがどこの都道府県市区町村であるのかがわかりにくい。（土業団体）

#### ○付言関係

・**答申後、裁決の時期や内容、付言に対する改善の有無等**について情報提供されたことはない。これらについては情報提供されるべきと考える。

・付言に対する改善状況が審査会に報告されるようになれば、処分庁の付言に対する受け止め方に良い影響を及ぼすのではないかと（地方公共団体）

・**付言に対し何らかの対応をするよう義務付けるべき**ではないか。（土業団体）



## ⑬ 審査会による答申の反映・透明化（3）

### <令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項>

データベースの検索方法は、「処分根拠法令」や「裁決等の内容」に関するキーワードを入力するもので、「裁決等の内容」の検索対象は文字入力された概要のみで、**裁決書本体（PDF ファイル）は検索対象外となっているため、事例の絞り込みが困難**となっている。

具体的には、不服申し立てがなされた際の審理員としての意見書作成にあたって、データベースを活用し、過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を参考にしているが、データベースのキーワード検索の対象は、「裁決情報詳細」の「裁決内容」欄に記載されている場合のみであり、「裁決内容」欄に記載されていない場合は、「処分根拠法令」欄等により検索することになるが、該当数が多くなることから、求める事例にたどり着くまで添付ファイルを一つ一つ開く必要があり、時間を要する。

### <令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項>

…一般的に情報公開については、…公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。しかし、**公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者（公開請求者）以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。**…

## ⑭ 口頭意見陳述権、提出書類等閲覧権等を付与（1）

### <§31口頭陳述の実施状況> 【令和元年度施行状況調査】

（国） 3.4%（審査請求・処理済27,362件中 924件）

（地方） 11.1%（審査請求・処理済 9,766件中1,084件） ※都道府県、政令市

※申立てが認められた件数【平成28年度施行状況調査】

（国） 82.9%（申立415件中の344件） （地方） 73.6%（申立420件中の309件）

### <§75口頭意見陳述の実施件数> 【平成28年度施行状況調査】

※審査請求・処理済（国） 8,317件（地方） 6,410件中の数字

（国） 0件（0件求め）

（地方） 32件（39件求め）

### <ヒアリング結果> 【報告書資料編】

・口頭意見陳述権（行審法 31条）、提出書類等の閲覧権等（行審法 38条）であるが、**審査請求人において十分理解しているとは言い難い**。審査請求人の権利を確保する観点から、審理手続段階等における上記権利の教示がされることが望ましいと考える。（士業団体）

・処分庁職員が同席することをためらう審査請求人がいる。審査請求人が希望する場合は、処分庁が同席しなくても口頭意見陳述を実施できるようにすることも一つの方法かと思う。

## ⑭ 口頭意見陳述権、提出書類等閲覧権等を付与（２）

### <§38閲覧交付の実施状況>【平成28年度施行状況調査】

閲覧：（国）85.7%（求めのあった56件中の48件）（地方）71.4%（求めのあった28件中の20件）

交付：（国）88.9%（求めのあった135件中の120件）（地方）87.8%（求めのあった41件中の36件）

### <§78閲覧交付の実施状況>【平成28年度施行状況調査】

（国） 求めのあった案件なし

（地方） 閲覧：100%（求め2件中の2件）

交付：88.9%（求め9件中の8件）

### <ヒアリング結果>【報告書資料編】

- ・ **職権調査結果の書面化に関する規定がなく、恣意的な運用がなされている懸念がある。また、口頭意見陳述や職権調査の結果の閲覧・謄写に関する規定がない。**法制度として対応すべきではないか。（士業団体）
- ・ 現行の行政不服審査制度では情報公開請求では開示の対象とならないものが開示の対象となり得ることから、**非開示情報に該当するような情報について審査請求手続においても開示してはならない旨を明記すべき**ではないか。（士業団体）
- ・ **提出書類等**については、**すべて職権送付**することを義務付けてはどうか。（士業団体）
- ・ 職権で提出書類等の写しを交付することがあるが、明文での根拠が必要。
- ・ 行政不服審査会では職権で提出書類の写しを交付している。審理員においても可能と考える。明文の根拠があればよいと思う。
- ・ 送付した書類を紛失した等の理由から再交付を求められた場合や予備として複数の部数の交付を求められた場合の対応はどうか。

## ⑮ 専門性を持った第三者機関等による権利利益の救済

---

### <再審査請求による救済>

#### 【令和元年度施行状況調査】

(国) 7.1% (1,800件中127件) が認容

(地方) 0.0% ( 23件中 0件) が認容 ※都道府県、政令市

#### 【平成30年度施行状況調査】

(国) 6.5% (1,891件中122件) が認容

(地方) 1.4% ( 72件中 1件) が認容 ※都道府県、市区町村等、政令市